

18

ニュー・ファンドランド州における 子どもの監護および面接の慣行と手続

David C. Day. Q. C.

村 井 衡 平

(1) 概 説

ニュー・ファンドランドにおける親の争いは、連邦離婚法（1968年7月2日以降）のもとでの手続をめぐる救済制度によって、裁判上で解決されるか、または離婚法のもとでの手続の影響をうけないとき、（1989年5月1日以降）、ニュー・ファンドランドにおける“子ども法典”のもとでの手続上の命令に従う。

離婚法のもとで、“婚姻による子”は第2条1項および2項(2)により、16才未満の人またはある事情のもとで16才またはそれ以上の人と定義される。

“子ども法典”のもとで、第24条2項により、“未成年中の子ども”とされる子どもは、未成年の間の子である。未成年者は1971年の成年到達法の第6条1項の19才未満の人と定義され、1990年のニュー・ファンドランド修正法の結果として再製されなかったが、引き続がれ、1992年6月6日より効力を生じている。“未成年者”の定義は、“子ども法”の第26条(9)で婚姻している子を除外し、さらに第73条によれば、“子ども法”は“16才またはそれ以上の子どもを親の支配から廃除する権利を廃止することはない”と定めている。すなわち、

- ① ニュー・ファンドランドの子ども福祉法のもとでなされる子どもの監護に関する親の申立、および
- ② 親が見捨て、遺棄し、または他の人により、その他人の費用によって連れ

出されることを許した親による子どもの監護の申立。

[子ども福祉法の第23条は、文字どおり、イングランドの1841年の“児童福祉法”の規定の模写である]。

(2) 権 限

ニュー・ファンドランドにおいて、(i) 親子関係（法律的・肉体的な監護および子との面接をめぐる争い）の解決は離婚法により、さらに、(ii) 離婚法以外で発生する親子間の争いは子ども法典（C. L. Act）による。

離婚法の管轄権に由来する父子関係の手続は、ニュー・ファンドランド最高裁判所に限定される。子ども法典における親子関係の手続は、ニュー・ファンドランドの最高裁判所および地方裁判所が管轄権を有する。

最高裁判所で、親子間の争いを裁判上で決定するための権限は、（訴訟）立法・細則によって付与されまた親子法典は、（プロビンス）裁判所の持前の *paren's patriae* の権威に由来している。

（中 略）

(3) 裁判所

離婚法のもとで手続を行う管轄権は最高裁判所審理部および総合家庭裁判所審理部および控訴裁判所に専属する。子供法典のもとで、親の管轄権は最高裁判所（審理および控訴審）さらに地方裁判所（審理）の間に分配される。

(a) 離婚法

(i) 審 理

離婚法のもとで、現在の手続の裁判管轄は最高裁判所の統一家庭裁判所の審理部（本質的にセント・ジョンズ市およびベル・アイランドにある）に送られる。

子ども法典のもとで、親権の手続における審理管轄権は最高裁判所と地方裁判所に分けられる。

子ども法典の親権手続は、最高裁判所の総合家庭裁判所の管轄権内で行われる。尊敬すべき最高裁判所の事実審センターは、離婚法における親の取引と共通である。

(4) 手 続

(a) 離婚法

(i) 審 理

18 ニュー・ファンドランド州における子どもの監護および面接の……

離婚法の第25条(2)により、“手続上”の規則は、(父子関係の手続を含めて)離婚法のもとで、親子関係の手続が統一家庭裁判所および審理部の双方における審理に適用されるべく公布された。これはニュー・ファンドランドの離婚規則である。その第3条(1)によれば、次のように定められている。

これらの規則は(離婚法)のもとで、ニュー・ファンドランドの最高裁判所において、“総合家庭裁判所”で適用される。

(省 略)

(ii) 控 訴

離婚法の第21条(b)のもとで、別の定めのある場合を除いて、離婚法または離婚規則もしくは(離婚規則または離婚法)の規定が、控訴裁判所における検討を支配する通常の手続である。

(中 略)

(b) 子ども法典

(i) 審 理

子ども法典の第69条(1)によれば、子ども法の審理手続は、家族法典〔第82条(1)〕のもとでの適用と同じであり、子ども法の第67条(1)の局面は余計なものである。なぜならば、子ども法の第75条(1)と(2)は、家族法典の第2条(1)と同様に下記のように定められているからである。

(1) 本法のもとで、審理部または総合家庭裁判所で聞取される事件は、ニュー・ファンドランド最高裁判所の離婚規則によって行われるか、または総合家庭裁判所の離婚規則の第3条(2)に従う。

(2) プロビンス裁判所で行われる手続は略式手続法によるものとされ、同法に規定のない場合、1986年の最高裁判所の規則が適用される。

(ii) 控 訴

上訴手続への子ども法典の明示的な指示なしに、子ども法典のもとでなされた権利の手続は、最高裁判所規則によって規定されるが、とくに第57条および第58条がそれである。

子ども法典のもとでなされた命令への控訴は、命令を変更または補足する。

(中 略)

(c) 離婚法／子ども法典。

制定法によって定められた範囲まで、裁判所法または統一家庭裁判所法(第

7条, 8条, 10条, 11条および12条)は, 一般的な規定として適切な場合は, これらの制定法によって与えられた権利または規則に優先して適用される。

(5) 裁判管轄権

(a) 地 域

ニュー・ファンドランド裁判所の土地管轄は最高裁判所(審理および上訴)かまたは地方裁判所(審理)に分れており, 離婚法または子ども法典のもとの手続は, ①ニュー・ファンドランドの審理部門の司法センターおよび最高裁判所の中の統一家庭裁判所, ②地方裁判所の裁判管区に属する。

終 り